

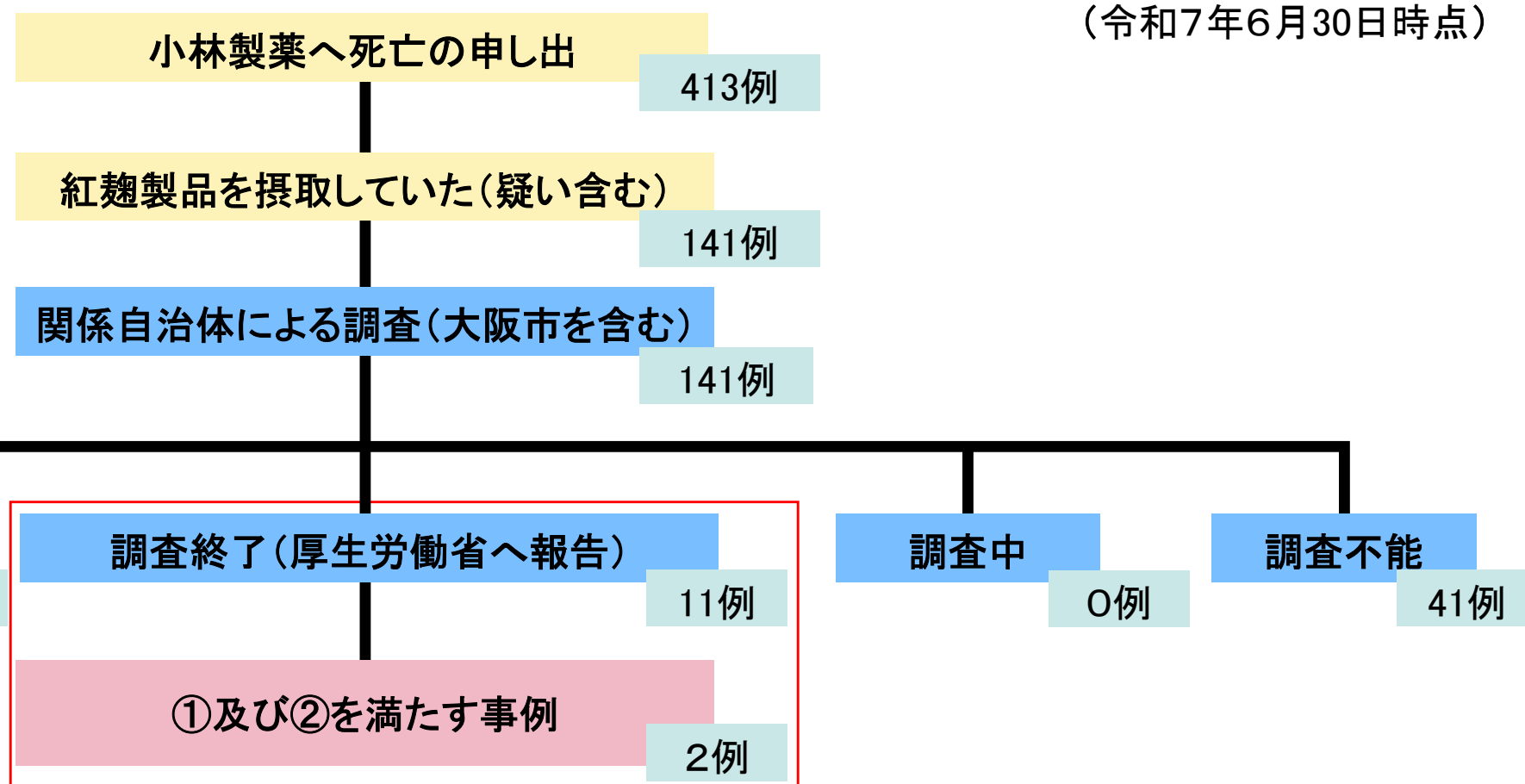
今回のWGで扱う健康被害情報について①（死亡例関係）

① プベルル酸が含まれる令和5年7月以降に出荷された製品を喫食した可能性が高い者

② 近位尿細管障害を含め、何らかの腎障害がある又は疑われる者

→ 令和7年6月30日までに、厚生労働省に対し、大阪市から調査が終了した旨の報告があった死亡例のうち、前回までのWGで議論の対象とした89例を除く、11例の死亡例を分析したところ、以下のとおり。

（令和7年6月30日時点）



今回のWGで扱う健康被害情報について②（死亡例以外関係）

① プベルル酸が含まれる令和5年7月以降に出荷された製品を喫食した可能性が高い者

② 近位尿細管障害を含め、何らかの腎障害がある又は疑われる者

→ 令和7年6月30日までに、厚生労働省に対し、自治体から調査が終了した旨の報告があった事例（同日時点までの死亡例を除く）のうち、前回までのWGで議論の対象とした2,670例を除く、57例を分析したところ、以下のとおり。

調査終了（厚生労働省へ報告）

（令和7年6月30日時点）

2,727例

今回のWGで分析

57例

WG検討終了

2,670例

①の条件

満たす事例

54例

満たさない事例

3例

②の条件

満たす事例

49例

満たさない事例

5例